

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
第12回 再生ビジョン部会 議事録

日時 平成18年2月21日（火） 13：30～15：20

場所 岐阜市役所本庁舎低層部3階 大会議室

【事務局（宮川）】 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会、第12回再生ビジョン部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物特別対策室長の宮川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ご多忙のところ、皆様方にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、本日は、ご都合により木村委員がご欠席でございます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。

まず次第、それから資料の1、資料の2、それから参考資料となっております。お手元がない方がおられましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、まず部会の開会に当たりまして環境事業部長よりごあいさつ申し上げます。

【事務局（一野）】 失礼いたします。

まだまだ外は寒い日が続いておりますが、本日は皆様方にまた寒い中ご足労いただきました。ありがとうございます。

回を重ねまして、この再生ビジョン部会も今回で12回目を迎えます。この間、部会長さん初め、皆様方のご協力によりまして、勉強会を経て、いろんな意見を寄せられております。

本日は、この再生ビジョン部会のまとめをお願いいたしたく、計画いたしました。

そういたしまして、このまとめを、次回、もうすぐですが、今月の24日に検討委員会を計画しておりますので、その検討委員会への再生ビジョン部会としてのまとめということで、きょうご議論をいただきたいと思っております。どうか最後まで忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【事務局（宮川）】 ありがとうございます。

なお、傍聴の方にはあらかじめお断りをしておきます。

傍聴席の前方に、右でございますが、掲示しております。お手元にも配付しておりますが、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領の遵守事項に従いまして、会議中のご発言等はお控えくださいますようお願いいたします。どうかご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご意見等がございましたら、ご意見箱を置いてございますので、ご意見等記入用紙に記入していただきまして、お帰りの際に提出していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、部会長さん、よろしくお願いいたします。

【吉田部会長】 それでは、第12回の再生ビジョン部会を開催させていただきます。

どうもお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

今回で12回でございますが、そのうち8回は勉強会という形で、市民の方も自由に制限なく入れるという形での会議をやってまいりました。そこでも、いろんな意見をいただ

きましたし、前回、前々回、非常に建設的な意見をいただいたのではないかというふうに思っております。できればそれを提言の中に生かしていければというふうに思いますが、この再生ビジョン部会に続きまして、24日に対策検討委員会が開かれるわけですが、その委員会では恐らく全体のまとめということが中心になろうかと思えます。技術部会の方につきましては、もう既に最終報告書という形で提出されておりますので、再生ビジョン部会としても、きょう、大体ファイナル、最終的な案をまとめまして、それで24日の検討委員会の方に提出いたしたいと思えます。そして、24日の検討委員会というのは、提言の全体像をまとめる、議論するということになろうかと思えます。

それでは、早速きょうの部会の方に入らせていただきますが、まず部会の目的といえますか、ポイントでございますけれども、もう一度確認させていただきますと、二つございます。一つは、再発防止をどうするかということでございます。それから2番目は、椿洞の現地の処理をどう処理し、再生していくかということでございます。その現地の処理、再生につきましては、技術部会の方で安全性といえますか、技術的な安全性がどこまで確保できるのかという報告結果を待って、再生ビジョン部会の方の検討に入ることになっておりました。技術部会につきましては、技術的には三つほど現地に対処する必要があるということを前提に、安全性が担保できるという結論をいただいております。そして、それは前回の検討委員会で承認されて、その上で、その処理について議論することになっておりました。

これを前提にして、全体で五つの選択肢がありますが、全量残置、それから全量撤去、それから一部撤去で1、2、3とございます。これにつきましては既にご承知のとおりでございますし、まだ十分に理解が進んでいないように思えますので、後ほど技術的な問題につきまして、市の方からもう少し詳しい説明をいただきたいというふうに思っております。

それから、再発防止につきましては、これまで幾つかの議論を重ねてきて、私の案という形になっておりますけれども、一つの私案をまとめました。それを検討委員会の方に出させてもらって、それを市の方で検討していただいて、環境条例の中でこれを十分に生かすというお話をいただいております。これにつきましても、きちんとした形でまとめていきたいというふうに思っております。

それでは、きょうは二つぐらいに分けて議論をしたいと思っておりますが、最初に、もう少し詳しく現場の処理の仕方について、処理はどういうものがあるのかということについて、宮川さん、お願いできますか。

【事務局（宮川）】 それでは、処理の方法につきまして、田中審議監の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

【事務局（田中）】 きょう、資料の方に参考資料ということでつけさせていただきます。前回までのところで、代執行する場合においては、2案をベースにして3案ということでお話が進んでおるところでございます。そういうことで、きょう、参考資料とし

てつけさせていただきました。

それで、2案と3案の違いでございますけれども、基本的な違いは、撤去する対象物が違うということを前々から申し上げておりました。いずれの方法にいたしましても、混合物の主体部分をすべて掘削いたしまして、ここの廃棄物層を選別すると。それらのほかに、雨水浸透防止ですとか、沢水浸透防止、地下水汚染防止といった工事もしながら、モニタリングも継続しながらやっていくという方法でございまして、先ほど申しましたように撤去する対象物が違うということです。

この参考資料の3枚目のところをごらんいただけますでしょうか。今申しましたように、2案、3案いずれにいたしましても混合物主体層のすべてを掘削して選別をするという内容になっております。その選別といたしましては、そこに小さい字で一番上の欄にございますように、質・大きさ・重さなどによる選別をしていくと。流れといたしましては、1番から7番にございますけれども、大まかに言ってそういった工程を経ていくということでございます。

ちょっと下の図に沿ってご説明をさせていただきますと、この善商の現場は中間処理場でございまして、最終処分場でないということで、底辺部分の浸透防止のための確保がされていないということで、こういった混合物主体層のすべてを掘削、選別という案に今までの検討の中でなってきたところでございます。1番で掘削と。それから、これらのものは現在も自主撤去されておりますけれども、こういった中で、湿っておりますことから乾燥の工程が入ります。これは通常でいえば、石灰系の固化剤等を混合して乾かすという形になります。

それから、3番目の粗選別と書いてございます。そこにちょっと重機の絵が入っておりますけれども、基本的には大きさで分別をいたします。大きさのラインは、コンサルの方で集めていただきました試料いろいろございます。15センチから30センチ、ラインがいろいろございますけれども、これは後ほど詳細な検討が要るかとは思いますが、まずそういった形で、大きいものと小さいもの、例えば一定のライン、先ほど申しましたように15センチから30センチというラインで引きますと、それ以上のものとそれ以下のものと。

それ以上のものにつきましては、4番のラインに入ってまいりまして、それぞれ機械、もしくは人間の手、もしくは磁力を用いまして、今度はごみの質、種類によって分けると。一番上に木くず・紙・布、これが2案で撤去する相当物でございます。それから、その下のプラスチック類、金属くず、その他のガラス・陶磁器といった類に大まかに分けてございます。まず大きなものをこういった形に分けると。

それから、その下の小さいもの、今の一定のライン以下のもの、これは土砂まじりの混合物になりますけれども、これにつきましては、さらに磁力選別、下の5番の方へまいります。磁力選別、こういったところで鉄類を除く工程が考えられる。それから6番で選別、ここもさらに大きさでございまして。さらに小さなライン、2センチなり4センチくら

いのところで切るのか、これといった決めはございませんので、現場に応じて一定のラインを設けることとなります。そういったところで、小さいものは基本的には土砂になると。場合によっては、そこで破碎等の別の工程が入ることもございますでしょうけれども、そういった小さいものは土砂として使える。埋め戻しに際しましては、必要な分析試験、もしくは最新の技術などいろいろありまして、固化剤などを混合して溶出を防ぐといったようなこともあり得るかと思っております。

その混合物は、さらに7番の選別、今度は重さで分けることができると。これもいろいろメーカーによりまして、風力ですとか、それから水の比重の違いなどを利用する方法がございますでしょうけれども、そういったいろんな形の最新の技術でもって、もとの大きさからいいますと中程度のものといえますか、これをさらに選別いたします。風なり水という浮力による選別をすれば、重いもの、軽いものといった分け方ができる。そういったことで、木くず・紙・布という2案で撤去するもの。これは将来生活環境保全上の支障になりそうなもの、化学変化をしてなりそうなもの、これが2案でございましたけれども、こういったもの。それからプラスチック類、プラスチック類は、処分場でいいますと安定型の処分場へ入るものがございますけれども、これも有機物といえども有機物、科学的には有機物の分類に入ります。それから金属くず、その他のガラス・陶磁器・石・コンクリート類、ここで種類に分けると。

ですから、再度申し上げますと、今の2案でいいますと、木くず・紙・布といったところを撤去すると。それから、先般の会議でございましたように、2案をベースにしてということでもございました。選別の状況などによっては、さらに撤去するものを広げていくというお考えも示されたところでございます。そういったときに、プラスチック類、それから金属くず、上のところでいえば、大きなものであればリサイクルという形も使えるでしょうし、それから小さくなってしまったものであれば、熱利用といった、いわゆる焼却によって、その熱を利用するという循環型社会の形で選別したものの処理ができるものと考えております。以上でございます。

【吉田部会長】 はい、どうもありがとうございました。

今まで、処理の仕方の流れについて、あまり具体的なイメージがなかったと思うのですが、こういう形で整理させていただければ理解が深まるのではないかと思います。このことをベースにして、資料1にございます、これまで再生ビジョン部会の方で出てまいりましたさまざまな意見を項目別に分けていただきましたので、これについてご説明をお願いいたします。

【富樫副部会長】 じゃあ、よろしく申し上げます。

これで12回目の再生ビジョン部会で、そのうち8回は市民の方と一緒に考えてきたわけです。その中で本当にさまざまな形のご意見をいただいてきて、ある程度まとまってきた部分と、それから、多少まだいろいろ意見が分かれるのもあるかと思いますけれども、ここで最終的な取りまとめに入っていきたいということで整理をさせていただいて、資料

1 という形にさせていただきました。

順番からいえば、再発防止、現在の問題、あるいはこれからの問題という形になるわけですが、調査そのものが昨年、一昨年の段階ではまだ進行していましたので再生ビジョン部会としては、まず一般論として考えることができる再発防止について考えてみよう。大きくまとめれば、このような問題を繰り返さないために、行政、市民、企業、それぞれの立場で協力する仕組みをつくっていく必要があるのではないかと。それは吉田委員長も申されましたけれども、環境基本条例なり、そういう枠組みの中に市としてもきちんと組み入れていっていただきたいという要望を出しましたし、今、条例の案が出ているようですけれども、その中でもある程度それを盛り込んでいただいているようです。

少しコメントを加えますと、この前の土曜日にやった勉強会でもいろいろな考え方があったんですが、国のレベルでできること、それから実際に国の産廃行政で十分できておらないので、岐阜市も含めて、全国的な問題になっておるわけですが、もう一つは、岐阜市と岐阜県、岐阜県に対してもどうかという意見もいただいていたんですが、やっぱり両者が協力していくような体制がどうしても不可欠なのではないかなと、そういうふうを考えております。

それから、役割分担が一部入ってしまったのですが、7、8に当たる責任追及の部分ですね。これまでと違うのは、産廃法に基づいても、中間処理業者で不法投棄をした善商、そこに物を持ち込んだ収集運搬業者、それから排出事業者、そこまで裁判の方でも責任が問われましたし、それから実際に、いわゆる自主撤去という形で部分的に既にあの場所から持ち出すというところまでは持ってきています。岐阜市の方でも、持ち込んだ事業者のリストをマニフェスト等に基づいて整理されて、撤去の要請、要望などをしておられるようですし、できるだけこれを詰めていくということで、仮にその後、代執行という形になった場合でも財政的な負担をできるだけ軽減していきたいと。ですから、責任があるのはまず善商ですし、収集運搬業者、あるいは排出事業者の責任の追及をまず徹底してやっていくと。

現実問題、これだけですべて全量撤去というのはなかなか難しいのではないかという見通しもあるわけですが、まずこれをやるのが第一であると。そういう点についてはほぼ了解がとれている、合意がとれているのではないかなというふうに考えています。

それから、今も少し説明をしていただいたのですが、対策ということで、技術部会の方からは、全量撤去、それから一部撤去に関する三つの案、それから残置というような五つの案を出していただいて、それぞれについて、安全性、技術的な評価もしていただき、さらに費用の見積もりもしていただきました。

その上で、再生ビジョン部会でもどういう形がいいのかということで、こちらは地元の方や市民の方とも議論をしてきたわけですし、これはかなりディスカッションをしました。やはり全量撤去すべきではないかと。コスト面の問題もあるのだけれども、そうすべきではないかというご意見もいただいたわけですし、もう一方で、安全性にきちんと配

慮した上であれば、一部撤去という形がいいのではないかと。僕なんかはそういう考え方をしてきたのですけれども、そういう議論をしてきました。

ただ、それだけでは合意というところまでは行きにくいところもありますし、きょうの資料にも示されておりますけれども、どこまで撤去すれば当面の危険性は回避できるのかと。それから、その後のモニタリングやフォローアップも含めて、仮に残すとした場合にどういう対策ができるのかというところまで踏み込んだ資料も出していただいておりますので、そこをベースにして、きょう、最後取りまとめをしていただければいいのかなと思っています。

それから費用負担の問題で、本来は原因をつくったところに費用負担を求めるのが当然なのですけれども、現実には善商なりがそれをできるかどうかということは、かなり実際問題としては疑問視されるわけですから、その後、代執行をかけたという場合には、今度は岐阜市の負担になってくると。

それから、最後の方でわかってきたわけですが、国の方の特措法で国の補助の制度があったのですが、国の方が、残念ながら新しい形で補助を出すのは取りやめると。そうならないようにという要望は岐阜市なり、関連の県からも上げてもらっていたようですが、残念ながらそういう形になっていると。

そうすれば、岐阜市としてできる枠の中で、どの程度の期間で、どの程度の財政的な負担で、あるいはどういう財政的な措置を講じてやっていくのかということこれから、当然議会の方でも検討されると思うんですけれども、詰めていかないといけないということになります。

それから最後に、部分撤去なりした後、その後がどうなるかということで、再生のあり方についても少し議論をしました。木村委員、肥後委員からは、技術的には植生を回復することは十分可能であると。ただ、土地の所有権、あるいは管理の仕方などについては、まだ結果が決まっていないので、これは検討の課題であろうと。場合によっては、跡地を環境教育的な形で利用するとか、あるいは別の形の施設を置くということも可能性としてはあるのではないかと、そういうご意見もいただいてきたわけです。

ちょっと早口になって申しわけなかったですけれども、これまでの議論を一応紹介させていただいて、まとめの方向に持って行っていただければと思います。

【吉田部会長】 どうもありがとうございます。

これまでの議論をまとめて整理するとこういう形になるわけですが、それで、一つの案として、まとめを右側の方に6項目につけて分けてございます。これをきょうは検討していただいて、そして、その検討の結果を再生ビジョン部会のまとめとさせていただきたいと思っております。

そこで、資料2の方をごらんいただきたいのですが、これは部会のまとめをこういうふうな形にしたらどうかということですが、めくっていただいて、左の方に目次がございませぬけれども、目次でこういう形にしてはどうかと。

1として、再生ビジョン部会における検討の概要、検討の事項、主な意見、まとめと、こういう形でいきたい。

それから、きょうはついておりませんが、関連資料、開催の経過とか、第5回の部会資料と再生ビジョン部会の委員名簿、これはついているのかな。こういったようなものをつけて、再生ビジョン部会のまとめとしたいと。

そこで、きょうはまず1ページのところにございますまとめを検討していただきたいと思えます。

1ページの上のところは、このビジョン部会の法的な根拠がこういう形で行われていると。そして、市民の勉強会を含めて、きょうを含めて12回にわたり検討を行ってきたが、部会として検討内容を取りまとめたので、以下のとおり報告するという事です。

まず第1に、再生ビジョン部会における検討概要、どういうことを検討したかということでございますが、再生ビジョン部会では、市民の安全と安心を確保することを目的として、再発防止の仕組みづくりと現地の廃棄物処理方策について検討するため、12回にわたって会議を開催した。なお、このうち8回は、市民とともに産廃行政の仕組みや再発防止などについて意見交換を行う市民勉強会として開催した。当部会における主な検討事項は以下のとおりである。

1、検討事項。①市民協働による不法投棄の再発防止について。今後の対策や再発防止の仕組みづくりなどについて市民の相互理解を深めつつ、市民との協働による取り組み方針を検討する。

②現地の廃棄物処理方策について。委員会及び技術部会における対策方針の検討内容を踏まえ、対策実施後の現地再生に向けた基本的な処理方策について検討する。

②その他。上記のほかに、適宜必要な事項を検討する。

2、主な意見。調査結果に基づく技術部会における検討内容も踏まえつつ、恒久的な対策実施後の現地の再生をいかに図るべきかを念頭に、さらに事案の解決に向けた市民協働による取り組み方策を検討した。さらに、産業廃棄物行政全般の課題や今後の方策などについて、広く市民の相互理解を図るため、市民と委員とが自由に意見交換を行う市民勉強会を開催した。その過程で出された主な意見はおおむね以下のとおりである。

これにつきましては、今、富樫委員の方から説明をしていただきましたので、ほぼこの内容をそのままコピーしてございます。ここはよろしいでしょうか。

この検討内容を踏まえて、3ページ目の3のまとめ。このような意見を踏まえて検討の結果、当部会としては検討内容について以下のような提言としてまとめることとしたということが全体の報告書でございます。

その最後の3のまとめに、資料1の右側にまとめ（案）というのがございますが、これまでの意見をまとめますと、大きくは六つの項目に分けることができるのではないかと。一つは再発防止、役割分担、責任追及、対策、費用負担、再生、これらについて意見が出されました。それをまとめると右の方になるかと思えますが、まず再発防止につきまして

は、①と②がございませう。①産業廃棄物の処理は国家レベルで対処すべきことであり、国に不法投棄の防止策と不法投棄された産業廃棄物処理費用の負担を求めること。

②市及び市民にできること。(1) 当事案の今後の監視、あるいは廃棄物問題の啓発等を目的とした市民参加による協働組織を設置すること。(2) 循環型社会の構築に努めること。

これを最初の再発防止のところで掲げたい、まとめたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

ちなみにきょうの資料で、ページ数はわかりませうけれども、報告書のこのとじたものの最後の資料2のところにございませうけれども、これは昨年2月5日に勉強会の説明資料として出したものですが、こういう形で、こういうものを盛り込んだ委員会を、環境条例をつくっていただいて、その中にこういう委員会を設置していただきたい。これはあくまでも市民との協働でやっていただきたいと。そういう委員会をつくっていただくと。これを添付したいと思いますが、それを含めて、何かご意見ありますでしょうか。

【富樫副部長】 簡略化されているので、これだけということと、それから勉強会などではもう少し幅広い視点もありましたので、少しだけコメントしておきますと、樺洞の不法投棄の場合には建築系の廃棄物が中心だったわけですね。そういうのも多少あったかもしれないのですが、しかも、上部の方が混合のミンチ状態で、いろいろなものがまざった廃棄物が持ち込まれてしまったと。それに対して、その後の国の法律改正もありましたし、それが施行されて、建物を解体する場合でも分別解体を徹底して行くと。業者の方でもリサイクルを行っていくという形で、以前に比べれば事態そのものが大分よくなってきていますし、一部廃棄物が減ってきているような統計も出てきているようですが、結局こういうものが出るのは、都市そのものを絶えずつくっては壊し、つくっては壊しと申しますか、そういうスクラップ・アンド・ビルドをやっていく場合で、これからも出てくるものもあるかもしれないのですが、そうじゃないような都市のあり方、あるいは産業、生活のあり方、それが結果的には②の(2)の循環型社会の構築につながるということになっていくと思ひますし、その辺のこともご配慮いただければと思ひます。

【吉田部長】 建築系ということもありませうけれども、我々のライフスタイルをある程度見直していかないとこの問題はどうも片づかないというところで、そういう内容を入れたらどうかという案でございませうが、どうしませうか。多分これは、循環型社会の考え方そのものが、今、富樫先生が言われたことを考えることですから、できればこれを、協議会か委員会かわかりませうけれども、そういうものをつくっていただいて、その中で検討していただくと。私、個人的に言ひますと、大学病院の跡地をまた利用されるそうですが、本当にこういう検討委員会をやっている、あれをまた壊すのかという、私は非常に疑問を感じているのですが、あれが再利用できるようなアイデアがどんどん出てくる社会をつくっていかないと、どんどんごみは出てくるのではないかと思ひますけれども、そういうものをぜひ委員会の中で検討していただきたいというふう

います。

まとめですが、再発防止についてはこの内容でよろしいでしょうか。

【駒宮委員】 まとめ案の①ですけれども、国に不法投棄の防止策、処理費用の負担を求めると書いてございますが、要は産廃のコントロールはすべて国がすべきという意味合いなのではないでしょうか。

【吉田部会長】 基本的には全部そうですね。違いますかね。

【駒宮委員】 ということは、もう法律自体を変えた方がいいという政策提言のようなものと考えればいいのですか。

【吉田部会長】 そうですね。要するに今、制度としてはあるわけですよ。でも、十分に機能していないというところに、今我々が検討しなければならない状態に陥っている。したがって、こういうことが起こらないような仕組みを考えてもらわないと、これは市の条例で何とかできるというものではない。もちろん市は市でやるべきことはあると思います。モニタリングとか監視機能とか、それはやるとして、全体的なメカニズムとしては、国の方でこういうものが出ないという仕組みをもう少し考え直してもらわないと、この問題は根本的には片づかないだろうと思いますから、そういう意味を含めております。

【駒宮委員】 考え方としてはいいのかもしれませんが、その次の役割分担の……。

【吉田部会長】 ちょっと待ってください。じゃあ……。

【駒宮委員】 これと連動した問題で、これとこれは意外と、矛盾はしていませんけれどもちょっと色彩が違うような気がするのですが。

【吉田部会長】 それでは、確かに再発防止をするにはどうするかというと、だれかが主体となってとめなければならないと。それはだれがやるのかということで、役割分担と密接不可分の関係にあることは承知しておりますが、役割分担の方についても一緒に議論していただけますでしょうか。もしかすると責任追及も、三つ一緒に検討した方がいいですかね。

では1の再発防止以外に、役割分担と、それから責任追及について読ませていただきます。

産廃行政の所管については県以上のレベルとすることが望ましく、そのような仕組みの構築を国・県へ働きかけること。

責任追及については、排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること。

ここまでの全体として再発防止にかかわる問題だと思いますが、全体について、議論いかがでしょう。ご意見。

【富樫副部会長】 岐阜市の善商の場合も、広域的に産業廃棄物が持ち込まれているので、狭い自治体の中だけで対応するというのはやっぱり非常に難しいわけですね。岐阜県なら岐阜県としてやることもあるだろうし、実際には愛知県であれ、三重県であれ、県をまたいだ形での広域的な対応がどうしても必要な部分というのがあるかなと思います。も

う一方で、国が全国的にきちんと監視体制をつくれるかという、それは多分難しいと思いますので、国に対しては制度なり財政的な措置をきちんと要求していくと。かなり広域的な、地元に近い部分では県相互の連携も強めていくと。さらに岐阜市と岐阜県の関係もそうですけれども、岐阜県の場合でも各地で不法投棄問題が多発していますので、それもまた県がすべて対応するというのも難しいわけですから、その場合には市町村と県の連携をさらに強化していくとか、そういうふうな考え方の組み合わせでいいのではないかなと思うのですけどね。

【吉田部会長】　ということは、この書き方をもう少し具体的に、国と県と市町村、さらに市民というか、もう少し具体的に書いた方がいいということですか。

【富樫副部会長】　抽象的な表現としてはいいのだけれども、この提案がすぐ県なり国なり、あるいは自治体同士の形になるわけではないんですけれども、考え方としては、国がやるべき部分、それから県がどこまでやるのか、あるいは県同士でどうするのか、それから市町と県の連携をどうするのか、そういう形で組み立てて書くといいのかなと思うんですけれども。

【吉田部会長】　前の勉強会でもやっぱりこれと同じような問題が出てきまして、やはり全体としては、国が枠組みをつくって、県というレベルで、いわば業界が業界なものですから、警察と密接に連携しながらでないとこれは対処できないと。かといって、県が絶えず監視し続けるのかという、これも難しいと。そういう意味では、市町村、あるいは市民がやはりこれを見つけたら許さない。ですから、ある意味でそれぞれの役割分担をやったらどうかという話でしたが、あまり具体的にやり過ぎても提言としては全体のバランスを欠くかなあとしますので、国・県、市町村及び市民がそれぞれの役割を果たすこととすると、ちょっとやむやになっちゃうな。

【富樫副部会長】　結果的には、この委員会としては岐阜市のもとで岐阜市とやっているわけですから、国・県に対して要望する部分と、それから市としては、市民と一緒に協働で循環型社会の構築に努め、不法投棄についても協力してやっていくと、そういう形になるのかなと思いますね。

【清水委員】　初めて、今、文章を見ましたので、まだ頭の中は混乱しているのですが、きょうでき上がったものかわかりませんが、ちょっと事前に見せていただければ、もう少し頭も整理できたかなと思いつつ申し上げますので、言葉足らずのことがあるかもしれませんが、こういうふうに項目別にまとめて、そして勉強会で出た意見をピックアップ的に出していくとまとめの案がこういうふうになるというのは一つの見本みたいなものかもしれませんが、私がまとめるとしたらこうはならないなというふうなことが、ピックアップで出ているように感じるんですね。

再生ビジョン部会ではどういう役割があるということや、今考えておったのですが、やっぱり椿洞の事件について、どういうふうに処理するのかということや再発防止でしたよね。ですから、項目が今六つに分かれておりますけれども、今はどちらかという

と再発防止の方から始まっておりますので、ざくっとした提案事項とか出ておりますけれども、これはここの委員会でざくっとした話はしますけれども、具体的に、例えば委員会みたいな協働組織をつくり上げていくということの一つメインにしながら、その中で、それぞれ国や県や、それから事業者や市や市民やら、どういうふうな役割分担をしていくのかということ、もう少し業者とか現場の意見を聞かないと、ここでひとりよがりでも結局できなかつたとかいうことになりかねないなあということを思いながら聞いておりましたので、その辺のところは今後業者や県の方や国の方やいろんな方と話し合いをする中で、産廃問題は事業者だけじゃなくて、産業界だけじゃなくて、みんなの問題だよという共通認識のもとで、どういうふうな社会を構築していけばいいのかというふうな話にしていけばいいのではないかな。そういうふうなことでいいのではないかなというふうに、今、思っております。

それから、椿洞の処理についてはどうするのかということがもう一つ大きな柱として答申していかないといけないというのが、処理と再生をどうするかということになってくると思うのです。処理のことについて、勉強会や、それからこの委員会の中でずうっと話してきております全量撤去の話が余りにも軽視されているというふうに思わざるを得ないんです。その辺のところの議論がまだされていませんし、それから、まとめを今見ておりましたが、勉強会を何回かやったといっても、中身はどうだったのか。「市民が安全と安心を確保することを目的として」というふうに1ページに書いてありますけど、じゃあ市民に聞いてみましょう。安全と安心を確保するにはどういうふうにしたらいいのか、どうだったのかということ、それをまず聞いてみたいし、それから市民勉強会の中身はどうだったということ、それをまず聞いてみたいと思うのですね。余りにもひとりよがりなまとめになるように今見ておるのですけれども、ちょっとざくっと見ただけですけれど、そんなことを感じております。

【吉田部会長】 前半の方に関しては、市だけじゃなくて、業者とか県とかを入れた検討委員会にしたらどうですかという提言をしてあるわけです。これが生かしていただけるだろうというふうに、提言の中でお願いはしていきたいと思えます。そのための参考資料としてつけている。

ただ、どういう委員会であっても、私はいつも思うのですけれども、制度としてはあっても、やはりそれを生かすのはそこに参加している人たちですから、制度としてはできるかもしれない。それを生かしていくのはやはり市民の責任だろうというふうに私は思っています。この委員会、勉強会、確かに言われるように100点満点がつけられるというものではないだろうと思います。ただ、制度として、一度つくって、それで検討してみて、今後もしこういうことがあって、またこういうことを議論しなければならないときには、ああいう勉強会を今後はどういうふうにして、さらによりよきものにしていくのかという、その反省材料とはなり得ると思うのです。ぜひこれを教訓にしていきたい。

足らざるところがあれば、私も初めての経験でございましたので、十分にどういう形で

市民の意見というものを聞いていけばいいのかというのは、いろんな方にできるだけたくさん来ていただいて、いろんな意見を言っていただこうと。それが一つの方法であるというふうに確信してやってまいりました。それは一つの方法であったのではないかなというふうに私自身は思っております。

現場の処理については、いずれにしても何らかの形でまとめをしていかなければならない。そして、それを最終的に検討していかなければならないということは、時間的な問題でもありますし、現実でございます。

それで、今は再発防止を中心にやっておりますけれども、文章のあり方として、こういうまとめではまずいということですか。

【清水委員】 責任追及の欄ですが、まとめの方では、「排出事業者などの責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること」というふうに出ておりますが、現時点ではそうなのです。それから足りないのは、行政、岐阜市の責任、それから県、最初、梶原さんが知事さんだったときに県は関係ないというふうにおっしゃいましたけれども、県にも責任はあるように思うのですが、国や、それから市議会の責任もあるとは思いますが、これが私は抜けていると思うのですが、それは一つの作業ですけれども、役割分担、こういうまとめ……。すみません、もう少し考えます。ごめんなさい。

【吉田部会長】 県とか市の責任ということもここにきちんと明文化した方がよろしいですか。いかがでしょうか。

【富樫副部会長】 対策検討委員会の報告の中でそれを書くのは少し難しい面があると思っていて、岐阜市の行政に対しては、対応検証委員会という形で報告が出されているわけですし、それなりの対応がされたというふうには伺っているわけですが、それから、議会は議会の方でも検討を進めておられるようですし、県と市に対しては、連携を強めてくれという要請は必要だろうと思うのですが、ただ、ここの部分の責任追及は、あくまで産廃の不法投棄をめぐって、事業者がどうしたかということに対する責任追及ですので、行政の責任追及とは意味が違うと思うのですけれども。

【駒宮委員】 行政も不作為という重大な責任があったわけで、それは責任追及の中に入れなきゃいけないのですが、基本的にしっかりと分けて考えなければいけないことがあって、一つは今の現在の産廃法における責任、それに関しては恐らく県も国もないのではないかなと思うのですよ。若干あるかもしれないけど、要は今の法律の状況の中で起こった事件ですので、それはそれと。それから、国・県に関してというのは、恐らく今後の検討課題であると。ぜひそれを検討していただきたいというのだったら話はスムーズなんじゃないかなと思うのですね。もちろんここに書いてございますように、19番目ですか、森林法云々ということが書いてありまして、県にも応分のどうのこうのと書いてありますけれども、これは確かにそうですよね。でも、基本的にやっぱり産業廃棄物処理法の中では、とりあえずは岐阜市が最も中核にあるわけで、行政の責任といたら、この事件に関してはやっぱり市なのですよね。ただその法律の枠組みはちょっとおかしいのではないかとい

う話はまた分けて考えて、それはあくまでも提言の部類ではないかなと思うのですが。

【吉田部会長】 今、議論しているのは再発防止ということですから、いわば未来形といいたいでしょうか、将来こういうことが起こらないようにということを望むと、やはり市だけでは対応がもうできないと思うのですが、その意味でこれは書いてあって、国の方にも何とかしてください、県の方も何とかしてくださいと。みんなで一緒にやりましょうと、こういう未来形。責任追及はちょうどその中間ぐらいのところであって、現在こういう過ちを犯したと。もう二度と起こらないようにするにはどうするかと。そのためには、排出業者とか運搬業者に対しては徹底的な責任追及をします。そういうことが恐らく将来こういうことの再発防止を防ぐ一番大きな方法ではないかという意味で、ここで書いてあるわけですね。ここで手を緩めては、また起こる可能性がというよりも、毎日のようにどんどん出ているわけですね。

それでは、今、富樫委員が言われたように、市とか、それから議会とかの責任追及については確かに検証委員会でもうやられておりますので、もう一度ここで我々がやるというわけにもいきませんので、再発防止をします。起こらないようにするためには、県とか市の役割を改めて考えていただく。そのためには、委員会をやるとすれば、国の方に毎回来てもらおうというのはなかなかいかないのかもしれませんが、せめて市とか県は本当に一緒に暮らしているわけですから、そこで協議会の中で、もう二度と起こらないような、それぞれがどういう役割分担を果たすべきかということは、そういう委員会をつくっていただけるということになっておりますので、ぜひ県の方にも働きかけていただいて、県と市が協働して、ぜひそういう役割を担っていただきたいというふうに思います。そのための再発防止の委員会、それは附属資料の方に参考資料としてつけますので、これは必ずやっていただけるのではないかと思います。

この再発防止、役割分担、責任追及については基本的にはこれでよろしいでしょうか。そして、24日にこれをまとめなければならないので、今すぐにこういう文章にしてくださいと。これは仮に書いてある程度なのですが、こういうものでどうでしょうかという提案です。修正は可能ですので、きょうが火曜日ですか、水曜日、木曜日ですから、私の方で作業するわけにいかないの、事務局の方で作業していただけますか。私はあしたからしばらく出張でいなくなってしまうので、委員の方で、ここはこういうふうに直した方がいいのではないかとということをご連絡いただけますか。

【事務局（一野）】 メールで結構です。

【吉田部会長】 後でメール等でお知らせ願えれば、こういうふうに直してくださいと。直すべきは直す。それから、事務局の方で判断がつかないような場合には、参考意見として出していただいて、また委員会の当日議論をしていきたいというふうに思います。

では、責任追及のところまではこれでよろしいですね。

次、対策と、それから費用負担ということでございますけれども、これはこういうふうにまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

①全量撤去を前提に、行為者及び排出事業者等による撤去に最大限努めること。②代執行もやむを得ない状況が見込まれる場合、当委員会における検討結果や調査結果などを総合的に勘案し、まず混合物主体層全量を掘削・選別し、木くず・紙・布の撤去を進め、それ以外の廃棄物については、選別状況やモニタリング調査結果などを踏まえて判断すること。③地権者及び地元等の理解を得られれば、現場への処理施設設置も考えられること。これが対策でございます。

それから費用負担のところですが、①代執行が見込まれる場合は、事業者、職員等からの拠出による基金の設置などを検討すること。②引き続き国・県へ財政支援を求めること。③対策の実施に当たっては、市の施設の活用や最新技術の導入など、費用の低減に極力努めることというふうにしたいと思いますが、これについてご検討をお願いいたします。

【富樫副部長】 やはり大分意見を交換した、あるいは意見が分かれたというのは、全量撤去にするか、部分撤去にするのかという部分だったろうと思っているのですけれども、一応段階を考える。一つは、不法投棄に当たるわけですから、善商なり、収集運搬、排出事業者の責任を追及して、まずはできる限り撤去してもらおう。現実の問題、全量撤去といかないという場合に、代執行を考えるということだと思いのですね。だから、①として全量撤去を前提にとありますけれども、その前提がそのとおりいかないということも想定しつつ、技術部会での検討をしていただいたわけです。

それから、②の部分ですけれども、部分撤去の2案、ないしは3案、この書き方は2案に近いのですけれども、問題のある部分については掘削をして選別をして取り除くと。焼却できる部分は焼却するだろうと。リサイクルできるのはリサイクルすることになるかと思うのですけれども、そういう形の案で、さらに作業を進めていくに当たって、モニタリング調査などをきちんと実施して、環境に影響がないように十分考慮すると。

それから、全量撤去ではありませんので、土砂はもちろん残しますけれども、コンクリートガラなど安定した部分は費用負担の問題も含めて残させてもらおうと、そういう考え方だと思っております。

全量撤去が当然じゃないかというご意見も大分いただいているのですけれども、ほかの地域の事例を見ても、財政的な負担の問題を考えて、さらに行政代執行する場合に生活環境上の支障を取り除く、それが大前提ですから、明らかに環境に影響のある物質が残るといような形はまずいわけですけれども、そういうふうにして全量撤去している地域もありますけれども、岐阜の場合には多少影響がないとは完全に言い切れない。技術部会の報告を見ていると、支障があるとは言い切れない。かといって、支障のおそれがないかというときに、支障のおそれが全くないということ、これも多分難しい。その中で、あとは安全性に配慮しつつ財政負担に考慮して、こういう形の考え方はどうかという形で出てきているとは思っているのですけれども。

【吉田部長】 基本的な考え方というのは、今、富樫委員が言われたとおりだと思いの

ですが。

【清水委員】 何度も言ってきておられますので、それがここに反映されていないので、もうちょっと言う勇気がなくなってきておるのですけれども、技術部会の方で、現時点においては支障のおそれがないという言葉がかなり出てきておりましたので、孫子のことを考えると、やはり全部撤去が当然だし、そうしてほしいなということを、私は地元住民というよりも一市民として、今後どこで起こったとしてもそういうふうにしていただきたいなということを思います。反対意見があったことを文章に明記していただけますか。

それから一部撤去2、この部分はこういうふうにして混合物主体を分別して、こういうふうにして撤去していくということを地元の方や市民の方々に広く説明をしていくという機会を事前にたくさんできるだけ多くして、理解を得られるようにしていただきたいなというふうに思います。

【吉田部会長】 いろんな意見があつて当然で、当初からそういう意見があるということは十分に承知しております。できれば各委員の個別の意見は、最終的な報告書の中にはできれば入れていきたいというふうに思っております。その中でこういう結論に達したと。

【宇留野委員】 岩野田北の自治会連合会長の宇留野でございますが、今、清水委員のお話のとおり、我々も全量撤去に向けていろいろ要望してきたところでございますけれども、この代執行をやむを得ない状況が見込まれる場合においても全量撤去を前提とした方法で考えていただきたいなということで、先ほど、このベースが一部撤去第2案ということでございますけれども、第3案に格上げをしていただいて、その中で最終的に残せるものは残す、撤去するものは撤去する、現場で焼却するものはするというような方法を地元との協議の中で進めていただければ、実質的な全量撤去が図られるのではないかなというように思いもいたしておりますので、そういったところも考えていただきたいなということでございます。

【吉田部会長】 技術的に見て、今、宇留野委員が言われたことは可能ではないかと僕は思うのですが、というのは、そのためにこの資料をつけてもらったんです。具体的にもうちょっと説明していただきたいな。ちょっと説明してください。

【事務局（宮川）】 それでは、2枚目の資料をちょっとごらんいただきたいなと思いますが、こちらに断面図がございます。混合物と書いてあるところがございますね。黒塗りになっておりますが、これが今、現地では谷を埋めた状態のところ、混合物と書かれておるのですけれども、上に平面図がございますが、断面図はe 0 5、要するにここにラインが入ってございます。このラインを切ったときの断面がここに書かれております。それからもう1本はe 1 9、この図でいいますと横に切った、少し斜めですけれども、横に切った断面図が下の部分でございます。この黒く塗ってあるところが混合物主体層でございますけれども、ここを対象にして掘削をして選別をする。先ほど、審議監から説明がございましたように、先ほどの3枚目の選別ラインでございますけれども、選別のフローで説明をさせていただきましたように選別をして、それぞれ処理をするということになります。

【吉田部会長】 要するに上の方にあるのは全体を掘削するわけですから、そのために3枚目のこの図を最初に説明していただいたのですが、その過程で大きいのと小さいのがある。それから紙くず・木、プラスチック、金属くずが燃えるのかどうか知りませんが、燃えるものをわざわざ残置する必要はないのではないかなど。技術的にそんなにコストがかかるわけじゃない。量は多くなりますけど、やってもおかしくないのではないかと思うのです。多分そういうこともあるだろうと思って、第2案だけれども、限りなく第3案に近づくのではないのでしょうかという、前回の検討委員会で申し上げたのはそういうことで、こういう流れのフローを見せていただければ、そういうことも技術的に可能ではないかなというふうには思いますけど、土砂まで出すというわけにいかないでしょうけれども、イメージとしてはこうですよ。今度の検討委員会で技術的にはもうちょっと出してもらって、こういうものがあるから、2案だけれども、ほとんど3案に近いというようなところで意見をもう一度、第2案を前提にして、限りなく第3案にというのは、プラスチックも出たら燃やしちゃえという意味合いで、もし鉄くず等が出てきた場合には、それも別に捨てる必要はないのではないかという気もするのですが、リサイクルすればいいですよ。ですから、具体的には第3案ということに。

【宇留野委員】 2案というのを表現されないように、3案をベースにして、さらに掘削して選別する中で、必要なものが出てくれば除去するし、しないものは、先ほど申しあげましたように……。

【吉田部会長】 わかりました。基本的にそういう方向で話をさせていただきたいと思います。検討委員会の方ではそういうふうに申し上げたいと思います。

【清水委員】 今、宇留野委員のおっしゃった第3案、基本的に第3案ということで、ぜひそうしていただきたいなと思います。

それからもう一つ、私、全量撤去にこだわったのは、コンクリートガラや土砂の下の分析をするかしないか、選別をするかしないかということで大きく違うと思うのですが、ぜひ下の部分の分析というのですか、そういうのも加えていただけたら、より安心できるなというふうに思いますので、ぜひお願いします。

【事務局（田中）】 私、先ほど説明の中で、ちょっと言葉で申させていただきましたのは、埋め戻しをするものについては、当然分析をした上でというふうにご説明をしたつもりでございますけれども。

【清水委員】 それは混合物を選別して、埋め戻しをするものについて分析をしていくということでしたね。

【事務局（田中）】 はい、分析をして、基準に達したものを戻すと。

【清水委員】 もちろん基準に達していないもの、汚染物は除去するということが前提だというふうには理解しておりますが、その混合物、いわゆる2ページの焦げ茶色の部分じゃなくて、黄色い部分、ちょっとベージュ色の部分、ここの部分は今の2案、3案では考えられていないのですよね。混合物だけですね。

【事務局（田中）】 この標準断面図でいいますと、コンクリートガラ主体、土砂・コンクリートガラ主体という、この部分のお話ですね。これは今までの詳細調査のボーリングの中で、底の方に位置する部分の土砂として分析が行われております。それで、過去の話でございますけれども、コンクリートガラ主体の部分の中を土壤汚染対策法に沿って細かく砕いたときに六価クロムの検出が認められたということをご報告をさせていただいたということでございます。

【清水委員】 ボーリングをした、そして写真を見た限りでしたので、素人ですのでよくわかりませんが、中の一番奥の方にも鉄くずが見受けられたような気がしたのです。ですから、事前調査は30メートルメッシュですので、ないところもあると思いますのでという話で、混合物を撤去した後のコンクリートガラ、あるいは土砂を主体とした部分も再度分析をお願いしたいなというふうなところですよ。

【吉田部会長】 混合物については当然やりますけどね。検討委員会で聞いていただけますか。技術部会の方で、技術的に見てそれが必要なかどうか。30メートルがいいのか、全部やるにこしたことはないですけども、しかし、通常確率の問題として、30メートルか16メートルかというのはあるんでしょうけど、30メートルを選ばれたと。その視点から見て、これ以上の調査が必要なかどうかというのは、私の方からそういう意見が出たということは申し上げてもよろしいですけど。

それでは、今、宇留野委員が言われたようなことをもう一度検討委員会で諮りまして、再度確認をとりたいと思います。そういうことを前提にして、対策と費用負担はこういう書き方でよろしいでしょうか。

基本的にこれは崩せないわけですけども、書き方に関してコメントがございましたら、ぜひ事務局の方に、あした、あさってぐらいまでにご連絡いただければと思います。

最後は再生のことですが、コストを考慮した上で、植生による緑化が適当であることということでございますけれども、技術的には肥後先生、それから木村先生から十分可能であるという話が出ました。どうしても土砂は残るわけですから、こういう処理の仕方をしたいということでございますけど、いかがでしょうか。

【駒宮委員】 ちょっとまごまごしているうちに費用負担というところが過ぎちゃったのだけど、費用負担のところ、ここに基金の設置なんていうことが書いてありますが、それもいいかもしれませんけれども、ガラス張りの三セクか何かをつくって、もうそこは絶対もうけないというふうなことをやると私はいいいんじゃないかなと思っているんですよ。

【吉田部会長】 どういう意味ですか。三セクをつくって。

【駒宮委員】 百何十億の中で全部はできないと思いますが、かなりの部分はできているんですが、この廃棄物処理にかかわる会社をつくってしまっただけで、要するに会社をつくらないと、前の委員会で出ましたように、しょせんまた外部の業者がもうけるだけだ、みたいな、そういう話がありましたけれども、もう完全に非営利的な会社を、会社でもNPOでもいいんですが、設置してしまっただけで、そこが主体としてこの処理を行うという

ふうになると、恐らく費用も最小限で済むのではないかというふうに思います。

【吉田部会長】 そのあたりは工夫をする必要があろうと思います。ここで具体的な提案をすべきかどうかというのは迷っておりますけど、ここでできるのは、基本的には可燃物はもう出してしまおうと。リサイクルできるものはリサイクルしてくださいと。それをどう処理するかというのは、やはり今、駒宮委員が言われたように、どこで燃やすかによってコストがかかるか、かからないか決まってくるし、運搬をどこまでするかによって運送費が全然違ってきます。できるだけ近くで、そして燃やせるものは、できれば市の施設で燃やしてもらいたい。処理するものは現場で、できるだけ近くで、要するに距離さえ動かさなければ飛散の防止もできますし、それからコストの節約にもなります。ただ、私、専門が経済学ですので、三セクには必ずしも賛成はし兼ねます。三セクというのは非常に効率が悪い。官僚的ですから、民間企業のように効率一辺倒ではありませんので、それが大体失敗する大きな理由だと言われています。実は学会に行ったときにいろいろ聞いたのですが、三セクはなかなか経営が難しいよと。どんどん予算をつぎ込むことになるケースが多いですよ。それがうまくいくようであれば、それでも構わないと思うのですが、そのあたりの具体的な方策は、ぜひ市役所の方で、だれがどういうふうに運んで、処分するのかということはやっていただきたいと思います。恐らく方法は三つあると思います。一つは市役所が全部やるということ、それから三セクをつくる、会社をつくる。それからアウトソーシング、要するに業者に任せる。ただし、業者に任せるときは、私はかなり大きい企業に任せないと、羽島でしたか、福井の方に捨てて、不法に捨てられたら排出者責任ですから、こっちがまた負担しなきゃいけない。払ったのに、もう一回払わなきゃいけないということになりますので、そのときにはあなたが必ず処理してくださいよという基金の保障があるような、そうすると大企業のゼネコンしかないと思うのですよね。それでいいのかなという感じがいたします。処理の方法、事業方法については、ぜひ市の方で、これもまた委員会をつくってやるのかどうかちょっとわかりませんが、もう少し具体的な方法で処理の方法を考えていただきたい。処分をどこまでするかというのはこういう方法でお願いしますと言うけれども、それを最も効率的な方法、最も安い方法、時間的にもコスト的にも。そういうものをぜひ考えていただきたいと思います。

【駒宮委員】 もう一つ、これも非常に経済学マターなのかもしれませんが、そもそもこの百何十億というお金が、費用の高低にかかわらず地元に着るようになれば、たとえコストがかかったとしても経済的には非常にプラスになるのですよ。そういうことをやっぱり考えなきゃいかん。だから、最少のコストである必要があるのかどうかというのは、かなり地域経済にとっては難しい問題であるということと、もう一つ、このまま、ざあーと流れていってしまいますと、再発防止、役割分担、責任追及、対策、費用負担というところの有機的なつながりがなかなか見えない。細分化された項目もございますが、それがどのようにつながっているかというのは非常に重要な問題だと思うのですね。それをやはりどこかで書いておかなきゃいけないのかなというふうに思いますね。特に費用負担に関し

ては、役割分担とか、責任追及とかいうあたりが密接にかかわってくると。この前の勉強会のお話したのですが、これを市の一般会計で処分するということは、明らかに全責任を市民が負ったということになるのですよ。そこら辺は市民団体の方々もなかなかまだご理解いただけていないところかもしれませんが、現実的にはそうなるのですよね。そこら辺をベースに、本当の意味での責任分担とか、あるいはそれに対する負担というものが明確にリンクしていかないと、皆さん、納得した結論にならないのではないかなというふうに私は思っております。

【吉田部会長】 費用負担については、本当に真剣に考えなければ、恐らく再来年ごろから予算化されますから、非常に激しい攻防が議会であろうかと思うのですけれども、どんなことがあっても、提言としては、最低限ここまではやってくださいと。今、そういう提言になるのではないかというふうに思っております。非常に財政的には厳しい。市民が払っている税金は全体で今600億円弱ですけれども、ほとんどが固定資産税と市民税、法人市民税といいますか、そういうものなのですね。非常にこれは厳しい。最低限これだけはやってほしいという意味では、コストを最少に抑えてもらいたい。確かに言われるように、地域通貨というのか、できるだけ地元で資金が循環するような仕組みを考えていく必要があるかと思っておりますけれども、そうすると、やっぱりどうしてもある意味で非効率が生まれてきますから、その費用負担と地域循環、地域通貨をどう考えるか、なかなか悩ましいところではありますけどね。ただ、いずれにしても、恐らく、今、駒宮委員が言われたような、地域を中心とした処理方法というのもぜひ考慮に入れていただきたいというふうに思います。それを考えたのが、対策の③のところにあります「現場への処理施設設置も考えられること」というこの1文は、それが可能ならば、恐らくこの地域で全体に回すことができることはできます。ただ、設置するのは、これまでのこういう処理施設の設置から考えると非常に難しい。できればやっていただきたいという意味のことを含めてこういうのは書いてあるのですが、そのことも提言のときには必ず説明をしていきたいというふうには思っております。

今、駒宮委員が言われた全体の関連性ということも、どこかで、どういう形で説明するか、文章化する必要はないか、私としてはかなりそれなりの関連性が、順番から並んで関連性があるのかなというふうには思っているのですけどね。

【駒宮委員】 結局この問題の頭から考えてみると、最初は、全量撤去は前提であるといういろいろな皆さんの、特に市民団体の方々の意見があって、それに対する考え方として、まず費用の問題ですよね。費用が莫大にかかってしまう。それからもう一つは、安全性にそんなに問題はないではないかというふうなものがあったのですが、基本的に費用の問題というのはやっぱり避けて通れない非常に重要な問題だと思っております。もしこれを岐阜モデルという、岐阜市が全国に先立つモデルとするのであれば、やっぱり一番重要なポイントというのは、だれに責任があるのかということをはっきりと明確にして、そのスキームをちゃんとつくっておくというのがやはり重要なポイントだと思っております。

よ。勉強会の中でも幾つかそういう案が出ていたような気がするのですが、例えば、市役所の方々の給与を多少低くするとか、そういうあたりのことも出ていまして、もっと言ってしまえば、これ地方公務員法が基本的な給与はできる限りいじれないようにしているんで、賞与しかできないかと思うのですけれども、それ以外に、やはり勉強会の中で出た非常に画期的な意見としまして、そもそも今の市役所の方々が責任を負うのはおかしいではないかと。前にさかのぼってという話があったのですよ。実はもしこういうものが入りますと、これはもう日本全国に非常に先立つ、非常に先進的なモデルになる。既にアメリカの企業あたりは、退職した役員が現役中に何か問題を起こすと返還要求できるわけですよ。それは当たり前なのですよね。やはり行政が一体どうやって責任をとるのだというところが、まだ非常に不明確。法的な問題はともかくとして、やはりこれからの行政の責任のとり方とか、あるいは市民の責任のとり方ということをきちっと論理立てて、何か示されるということが実は一番重要なことで、それが根本的な再発防止につながるというふうに私は思っております。

【清水委員】 今の駒宮委員の意見に全面的に賛成を表します。本当に国の今いろいろ起こっている事件に対してでも、行政の責任のとり方について、非常に市民、国民としても不満を持っているのですけれど、やはりその辺のところも検討委員会として、これは岐阜市に対してというよりも全国に対して示していくことになるかなあというふうに思います。

それから、まとめのこと、ずうっとこの案を見ておるのですけれど、やはり書き方として、項目で勉強会ではこんな意見が出たという意見の内容を羅列してみえるのは、本当に意見の一部なのです。書き方の問題なのですけど、またメールで意見を申し上げてもいいのですけれども、ちょっとこれは削除していただいた方がいいと思うのですが、これは公開されておりますし、こういう勉強会を経て、こういうまとめになったというふうに、取り上げられているのが本当に一部ですので、ちょっと違和感を禁じ得ないのです。

それから、再生ビジョン部会のまとめとしての文章がこの辺の意見で非常に代用されていて、ごまかされていて、まとめがまとめになっていないという文章、ちょっと感じておるのです。例えばですけど、1ページの再生ビジョン部会における検討概要というところで、市民勉強会などを開催したとか、検討事項は以下のとおりであるというふうにあります。そして、その結果、例えばこういう検討委員会の中でこういう市民参加、自由な市民の参加による勉強会で市民の発言の機会を設けたというのは非常に良かったと。しかし、問題点が非常に多岐にわたったことを検討しないといけないものですから、なかなか合意が難しかったというのは感じておるのです。合意が難しかったけど、今後、市民参加による協働、組織、第三者機関なり、協議会なりをつくろうというふうなきっかけになったと思うのです。そういうふうな書き方にさせていただいて、今後、そういう機関をぜひつくっていきながら、この事案の解決を見守っていく。そして、循環型社会の構築に向けてというふうにまとめをしていただきたいなあというふうに思います。

そして、資料1の方で、まとめが①、②というふうに再発防止のところに出ておりますが、②市及び市民にできることの(1)にありますけれども、市及び市民にできることというよりも、提言として、一番大きな1項目として、当事案の今後の監視、あるいは廃棄物問題の啓発、そして循環型社会構築を目的とした市民、事業者、国・県などの参加による協働組織の設置というのが大きな1番に来るのではないかなというふうに私は考えます。それから、小さな項目として、役割分担や、今現在の法律では業界に産廃の問題はゆだねられているけれども、そのような仕組みではなく、新たな仕組みを考えていこうというふうなことが小さなポツで来るんじゃないかなというふうに思うのですけれど、そして大きな2番で、対策のところの①全量撤去を前提に、行為者及び排出事業者等による撤去に最大限努めることというふうなことがつながっていくというふうに思います。

初めてこの文章を見ましたので、ちょっとまごまごしておりますけれども、私の今まで委員会を開いていく中で思っております感覚としては、そういうまとめになるのですが。

【富樫副部長】 資料的には、資料1の表で大体同じものがまとめの案という形で整理されているのと思うのですけれども、組み立て方は一通りではないと思うのですけれど、委員会や部会に与えられた役割としては、再発防止と、それから今回の椿洞の問題をどういうふうに対応するのだと。それが中心なわけですから、根本的には役割分担とかいろいろありますけれども、再発防止や、それをめぐる役割分担の部分と、それから椿洞に対する業者の責任追及、それから対策、費用負担、再生という形で大きく分かれるわけですから、そういう形で整理すれば、さっき、駒宮委員が言ったように、全体のつながりがよくわからないというあたりがもうちょっとはっきりしてくるかなあという感じがしますけれども。

まとめの案の方でいけば、いろいろ意見はあって、2ページ、3ページにも①から⑥まで整理してあるわけですが、大きくは①、②のような枠組みをきちんとつくって、法律や条例、あるいは制度をつくって、その上でそれぞれの担い手がどういうことをやっていくかという部分と、それから椿洞の問題に対して業者の責任を追及し、処理案を固め、それから費用負担をどうしていくか、再生をどうするかという、そういう形の部分です。

【吉田部長】 全体を二つに分けるということね。もう一回まとめるということですね。

【富樫副部長】 こちらに投げかけられた課題がその二つですから、その二つにこたえるという形になれば、それはおさまりがいいわけですので。

【吉田部長】 じゃあ、そういうふうにまとめましょう。もともと我々の目的は大きく分けると二つですから、それは具体的には上三つ、下三つという形で分かれておりますので。

それから、駒宮委員が言われた責任、ちょっと私もどう対処していいのかわかりませんが、本当に退職した人から取れるのかなあ。ちょっとわかりません。

【富樫副部長】 資料の1の方で、特に費用負担のところ、代執行が見込まれる場合

には、事業者、職員等からの拠出による基金と、かなり踏み込んで書いたという形になっていると思っっているのですけれども、いろんな業者からも直接責任がある場合は当然責任追及するわけですし、そうじゃない場合も、できれば協力はお願いしたいと。部分的にやっっていたところもあるようですけれども、それから、法律的に見れば、職員に直接責任を追及するのは僕はやっぱり難しいのだろうと思うのですけれども、どういう形で対応するかということで、大きなものになるかどうかは別として、市民からも基金を募るといふ形も十分あると思いますし、そうであれば我々も参加する意思はありますけれども。とは言いながら、国の特措法自身も、国の税金と業界から基金を募るといふ形でやっても、わずかな基金しかなくて、結果的に岐阜の場合も利用できなかったわけですから、当然その限界も認識しておくべきだと思っっていますけれども。

【吉田部会長】 基金を設けることはいいのでしょうかけれども、数値目標なんかを上げられるとほとんど不可能に近いですね。ちょっと数値目標、具体的には掲げられないですよ。

それから、委員会の設置を具体的に入れたらどうかというのは、それは入れても構わないですよ。再発防止のところ③として、上記のことを検討する委員会を設置すること。それはいいのではないのでしょうか。もともと参考資料というのはいふ目的があるわけですから、それを明文化すればよろしいと思っっていますが。

【事務局（一野）】 (1)がそれに当たるのではないのでしょうか。

【吉田部会長】 (1)がそれなのだけれど、委員会とまでは言っっていないので、委員会を具体的に明文化すればよろしいわけですね。それはよろしいのではないのでしょうか。

駒宮委員の提案は、何と申し上げていいのか、ちょっと私、率直に言っつてそこまでは、例えば組合はどうするのかとかわからない。

【駒宮委員】 いろんな諸問題にあるにせよ、やはり今後のことを考えたら、市民の責任は一体何なのかとか、行政の責任は何なのかということを確認にする必要があると思っつていますよ。実は私は市民にも大いに責任はあると思っつておりますし、当然業者にも物すごく責任があると思っつているのですよ。そういうあたりをやっつぱり明確化することによって、初めて機能する委員会なりなんなりができるというふうに思っつておっつてまして、一番不安というのはい、実は最終的に市民が責任を負う形態をとっつてしまいがちなのですよ。さっつきお話ししたように、一般会計から出すというのはい何か必ず削られてしまうので、市民生活がどうなるか心配という17番ですか、そういうものが出ているわけですね。結局一般会計から出すというのはい、まさしく市民が全責任を負ったということなのですよ。そういうことを一つ一つ積み上げていかないと、責任というのはい不明確になる。そこら辺をきちっつとすることが、実は岐阜モデルに一番つながるといふふうにい思っつておっつてまして、こういう例がいかどうかわからないですけれども、刑法上の責任と民法上の責任というのはいありまして、損害賠償というのはい請求できるわけですよ。そこまで岐阜市民の方がやらないというのはいだっつたらやらないでいいですけれども、やろうと思っつればできるわけですよ。そうい

うあたりをちゃんとしないと、本当の意味で責任を全うしたことにならない。市民も責任を全うしたことにならない。何げなく一般会計からどんどんお金が出て行って、何となくほかの部分がおかしくなった。公共サービスの質と量が減っていったというのでは本当はおかしいわけですね。そこをきちっとしないといけないという意味で、ディテールについて書く必要はないかもしれませんがね。

【吉田部会長】 おそらく市民勉強会という形で意見をお互いに出し合おうというの、そのあたりをどうするかですね。本当に一般会計から出していいのかどうか、そこは本当は議論すべき問題なのです。それは議会に任せておけばいいのじゃないかというご意見がかなり強かったので、それはそれでいいのかもしれませんが、でも、それだけでは片がつかない。

【駒宮委員】 もう一つ言えば、当然ですけれども、市民を代表した議会にも明らかな責任があるわけですね。それぞれの責任が一体どこにあるのかということをやはりきちっとすることが私は重要なんじゃないかなあというふうに思っております。

【吉田部会長】 そのあたりを含めて、検討委員会ではいかにバランスをとるかというのはどうしても議論にならざるを得ない。お金のことなんか考える必要はないよという意見もありましょうけれども、財政的な問題を考える必要がないのであれば、こういう委員会には必要ありません。全量撤去ですよ。それしかないですよ。あれが、例えば1万円ぐらいのできるのなら僕が出してもいいですよ。1億かかる、100億かかるというから出せない、そうしたらどうしても40万市民で、みんなで分かち合ひましょう。でも40万でも高いですよ。じゃあ1億2千8百万人の日本人口で分けましょうと。それなら、まあ何とかするのではないのでしょうか。そのためには説得しなきゃいけません。説得するための材料をこの委員会が議論すべきです。

【清水委員】 私が経済的なこと、全量撤去をやってと言っているのは、自分が出せる金とか、それは極論でおっしゃったのでしょうけれども、そういうことじゃなくて、この問題をみんなの問題にして、不法な犯罪は許さないぞというふうな覚悟を岐阜市民はみんな持っている。そして、これを自分たちの税金でもって骨身を削ってやるけれども、でも、循環型社会を構築していくために、そして再発を防ぐために、これからみんなで力を合わせていろんなことを考えていくのだ。いろんな諸問題があるから、なおのこと考えていくのだよ。これは岐阜市民の問題だけじゃなくて、県や国やみんなの問題なのだよということここから発信していこうじゃないかということで申し上げているのであって、お金の問題ではない。そういう意味で申し上げているわけで、明らかに金額の問題ではないと思います。

【吉田部会長】 どうも失礼しました。

私がなぜ勉強会を開かなきゃいけないと言ったのは、やはりこういう公式の委員会だけで議論を出し合ったのではいい意見は出てこないだろうと。だから、どうしても一般的な市民参加は必要であろうという意味であって、一つの試みであったというふうにご理解し

ていただきたいというふうに思います。本当に皆さん方がこれを教訓にして生かせるのだ
ったら、こういうこともできますよということだけはこれで証明されたのではないでしょ
うか。ぜひやっていただきたいというふうに思います。

そのための制度というのも、環境条例の中で恐らくつくっていただけるでしょうから、
その中でぜひ市民協働を真に育て上げていっていただきたい。率直に言ってまだまだ未熟
です。率直に言って、私もどうまとめていいのかわからなかったですし、恐らく参加され
た方も本当にこれでいいんだろうというノウハウをつかめないままに終わったような気が
します。これからこのノウハウを積極的に活用していただきたいというふうに思います。

幾つかの議論が出まして、修正案、当面できるものと、できそうにないもの、それか
ら、もう少し校正とか修正が可能なものについては後日事務局の方にご連絡をいただく
ということで、このまとめのところを今度の検討委員会に出していきたいと思いますが、よ
ろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

はい、それじゃあ、どうもありがとうございました。

それでは、きょうの用意いたしました議題はこれまででございますけれども、きょうの
まとめといたしましては、基本的にはこの項目を、我々に与えられた使命である再発防止
と現場処理の問題の二つの項目に分けて、それぞれを3項目ずつに分けて分類をさせてい
ただきたいと思います。

それから、これが一番ポイントかもしれませんけれども、一つは、一部撤去の2案、3
案がありましたけれども、技術的に見ると、このままいくと3案で十分できるのではない
かというふうに思います。そのことを検討委員会でもきちんと説明をしたいと思います。
それから、検討委員会ではないですけれども、これから本当にあそこの進捗状況の監視と
か、もう二度とこういうことが起こらないように、やはり市民と一緒にモニタリング、監
視していきましょと。できることならば、勉強会のような形をつくっていただけるのか
どうかわかりませんが、そういうものをつくって、市民と一緒にこの問題を
解決していけるような、そういうまちづくり、この岐阜市を今後つくっていただきたい。
この2点は特に強調してこの検討委員会の方で発言させていただきたいというふうに思
います。まずこの2点を中心にしながら、このまとめを最終委員会に出させていただきます。
よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

【事務局（宮川）】 どうもありがとうございました。

それでは最後に、人・自然共生部長から閉会のあいさつを申し上げます。

【事務局（宇野）】 本日は長時間にわたりまして、真摯な議論を賜りまして、ありが
とうございます。

また、24日におきましては検討委員会を開催することにいたしております。皆さんに
はお忙しい中、大変お手数をおかけしますが、何とぞご理解いただきまして、今後とも
指導及びご協力を賜りますようお願いを申し上げます、あいさつにかえさせていただきます

ます。

本日はどうもありがとうございました。